

「MEN1型 MEN1解析」 診療報酬改定に伴う実施料適用のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記項目は多発性内分泌腫瘍症1型(MEN1)の診断基準の一つとされていますが、本年4月に行われた診療報酬改正により、4月1日以降、実施料が適用されることになりましたこと取り急ぎご案内いたします。

MEN1は副甲状腺、膵・消化管、下垂体をはじめとした内分泌臓器に腫瘍性病変を生じる常染色体優性遺伝疾患です。今般の診療報酬改正により、下記の通り適用拡大されたことから、実施料の算定が可能となりました。

謹んでお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。

敬具

記

対象項目／変更内容

● [05798] MEN1型 MEN1解析

令和2年度診療報酬改定により、実施料の算定が適用されました。

変更点	改定後	改定前
実施料	5,000点 ※	未収載
区分番号	D006-4 (遺伝学的検査) 2 処理が複雑なもの	-
算定備考	(1) 遺伝学的検査は以下の遺伝子疾患が疑われる場合に行うものとし、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。ただし、2回以上実施する場合は、その医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。 イ PCR法による場合に算定できるもの ① 球脊髄性筋萎縮症 ② ハンチントン病、網膜芽細胞腫、甲状腺髄様癌及び多発性内分泌腫瘍症1型	

※診療報酬改正により下線の算定備考が追加されたことから、4月1日以降、実施料の算定が可能となりました。

